「エピタルHR」利用規約　新旧対照表

改定日：2026年12月1日
株式会社エピグノ

・赤字下線部が変更箇所です。
・第14条（最短利用期間）及び第15条（契約者からの利用契約の解約）の削除に伴い、旧第16条以降を2条ずつ繰り上げ、条文中で引用している条番号を修正しています（内容の変更はありません）。

改定後	改定前
表題 利用規約｜エピタルHR/エピタク	**表題** 利用規約｜エピタルHR
第１３条（利用期間） １．本サービスの利用期間は、利用契約に定めるものとします。ただし、当社が定める方法により期間満了３０日前までに契約者又は当社から別段の意思表示がないときは、利用契約は期間満了日の翌日からさらに更新前の利用期間と同じ期間自動的に更新されるものとし、以後もまた同様とします。 ２．（変更なし） ３．契約者は、利用契約の契約期間中において、本サービスの種類、内容及び利用料金その他利用契約の内容の変更並びに利用契約の解約を行うことはできないものとします。	**第１３条（利用期間）** １．本サービスの利用期間は、利用契約に定めるものとします。ただし、当社が定める方法により期間満了３０日前までに契約者又は当社から別段の意思表示がないときは、利用契約は期間満了日の翌日からさらに１年間自動的に更新されるものとし、以後もまた同様とします。 ２．（略） ３．契約者は、利用契約の契約期間中における本サービスの種類、内容及び利用料金その他利用契約の内容を変更できないものとします。
（削除）	**第１４条（最短利用期間）** １．本サービスの最短利用期間は、契約者に本サービスの提供を開始した日から起算して１２ヶ月とします。 ２．契約者は、前項の最短利用期間内に利用契約の解約を行う場合は、第１５条（契約者からの利用契約の解約）に従うことに加え、当社が定める期限までに、解約日以降最短利用期間満了日までの残余の期間に対応する利用料金に相当する額及びその消費税相当額を一括して当社に支払うものとします。

（削除）	**第１５条（契約者からの利用契約の解約）** １．契約者は、解約希望日の３０日前までに当社が定める方法により当社に通知することにより、解約希望日をもって利用契約を解約することができるものとします。なお、解約希望日の記載のない場合又は解約希望通知到達日から解約希望日までの期間が３０日未満の場合、解約希望通知が当社に到達した日より３０日後を契約者の解約希望日とみなすものとします。 ２．契約者は、前項に定める通知が当社に到達した時点において未払いの利用料金等又は支払遅延損害金がある場合には、直ちにこれを支払うものとします。
第２７条（本サービス利用のための設備設定・維持） １．契約者は、自己の費用と責任において、下記その他の当社が定める条件にて契約者設備を設定し、契約者設備及び本サービス利用のための環境を維持するものとします。 記 ブラウザ要件：Google Chrome又はMicrosoft Edge（最新版に限ります。） OS要件：Windows、Mac iOS又はAndroidのスマートフォン又はタブレット ２．（変更なし） ３．契約者設備、前項に定めるインターネット接続並びに本サービス利用のための環境に不具合がある場合（第１項に定める条件が設定されていない場合を含みます。）、当社は契約者に対して本サービスの提供の義務を負わないものとします。 ４．（変更なし）	**第２９条（本サービス利用のための設備設定・維持）** １．契約者は、自己の費用と責任において、当社が定める条件にて契約者設備を設定し、契約者設備及び本サービス利用のための環境を維持するものとします。 ２．（略） ３．契約者設備、前項に定めるインターネット接続並びに本サービス利用のための環境に不具合がある場合、当社は契約者に対して本サービスの提供の義務を負わないものとします。 ４．（略）
第４０条（存続規定） 第５条から第８条まで、第１０条、第１１条第２項、第１２条第４項、第１４条第２項及び第３項、第１５条第２項及び第３項、第１６条、第１７条第４項、第２１条から第２５条まで、第２７条第１項から第３項まで、第２８条、第２９条、第３０条第３項、第３１条第１項、第３５条から第３８条まで、第３９条第３項並びに本条の規定は利用契約の終了後も有効に存続するものとします。	**第４２条（存続規定）** 第５条から第８条まで、第１０条、第１１条第２項、第１２条第４項、第１４条第２項、第１５条第２項、第１６条第２項及び第３項、第１７条第２項及び第３項、第１８条、第１９条第４項、第２３条から第２７条まで、第２９条第１項から第３項まで、第３０条、第３１条、第３２条第３項、第３３条第１項、第３７条から第４０条まで、第４１条第３項並びに本条の規定は利用契約の終了後も有効に存続するものとします。